

「社長」
の疑問に
お答えします

実務に役立つ 税務Q&A

税理士法人マイツ 税理士 西垣 浩



取引相場のない株式の評価 (類似業種比準価額の計算)

私は、甲社（製造業）を経営する同族会社のオーナーです。この度、私の後継者である長男に対し、私が所有する甲社の株式を贈与しようと考えています。ところで、甲社は、従業員数が100名を超えているので取引相場のない株式の評価上の区分は「大会社」に該当することになり、その株式の評価について「類似業種比準価額」により行えると聞きましたが、その計算方法の概要について教えてください。



1 類似業種比準価額の計算方法（評基通180）

類似業種比準価額は、「類似業種の株価」及び「評価会社の1株当たりの配当金額・年利益金額・純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」を基とし、下記図表の算式により計算した金額となります。この場合において、評価会社の「1株当たりの資本金の額」が50円以外の金額であるときは、その計算した金額に「1株当たりの資本金の額」の50円に対する倍数を乗じて計算した金額とします。

（算式）

$$\text{類似業種比準価額} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金の額}}{50 \text{円}}$$

（注）評価会社の「1株当たりの資本金の額」
評価会社の直前期末における資本金額を直前期末における発行済株式数で



除した金額をいいます。

2 類似業種の株価（評基通182）

課税時期の属する月以前3ヶ月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いものとします。ただし、納税義務者の選択により、類似業種の前年平均株価によることができます。

3 評価会社の1株当たりの配当金額等（評基通183）

1株当たりの配当金額

直前期末以前2年間における評価会社の利益の年配当金額（記念配当等を除きます。）の合計額の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数（1株当たりの資本金の額が50円以外の金額である場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によります。以下「及び」において同じ。）で除して計算した金額とします。

1株当たりの利益金額

直前期末以前1年間における法人税の課税所得金額（非経常的な利益の金額を除きます。）を基に計算した金額（その金額が負数のときは、「0」とします。）を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とします。ただし、納税義務者の選択により、直前期末以前2年間の各事業年度について、それぞれ法人税の課税所得金額を基に計算した金額の合計額（その合計額が負数のときは、「0」とします。）の2分の1に相当する金額を、直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とすることができます。

1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

直前期末における資本金額、法人税法に規定する資本積立金額及び利益積立金額に相当する金額の合計額（利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、その負数に相当する金額を資本金額及び資本積立金額の合計額から控除するものとし、その控除後の金額が負数となる場合には、その控除後の金額を「0」とします。）を直前期末における発行済

【類似業種比準価額の計算】（評基通180）

$$A \times \left[\frac{B + C \times 3 + D}{5 \text{ (注1)}} \right] \times 0.7 \text{ (注2)}$$

「A」 = 類似業種の株価

「B」 = 評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

「C」 = 評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

「D」 = 評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

「B」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

「C」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

「D」 = 課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

（注1）「C=0」の場合には、分母の「5」を「3」として計算します。

（注2）評価会社の区分に応じてそれぞれ以下の割合により計算します。

「中会社」 = 0.6

「小会社」 = 0.5